

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第四項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（同項において「マレーシア協定」という。）、<u>戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）</u>又は経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ及びロ（省 略）</p> <p>2及び3（省 略）</p> <p>4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第四項において「シンガポール協定」という。）、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（同項において「マレーシア協定」という。）、又は戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（同項において「チリ協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ及びロ 同 上</p> <p>2及び3 同 上</p> <p>4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発</p>

給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内に発給したものでなければならぬ。）

一	シンガポール協定	シンガポール協定附属書 B に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二	メキシコ協定	メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三	マレーシア協定	マレーシア協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四	チリ協定	チリ協定附属書四に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
五	タイ協定	タイ協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者

58 (省略)

給につき権限を有する機関が発給したものでなければならぬ。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内に発給したものでなければならぬ。）

一	シンガポール協定	シンガポール協定附属書 B に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二	メキシコ協定	メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三	マレーシア協定	マレーシア協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四	チリ協定	チリ協定附属書四に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者

58 同上

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係） （経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（省 略）</p> <p>五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指 定）</p> <p>第二十五条（省 略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を 与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 及び二（省 略）</p> <p>三 第十九条の二第二号、第三号、第四号又は第五号に掲げる国際約束において 関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三三号、 第一三四号、第八五号又は第七八号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品 の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超え るものを除く。）</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係） （経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指 定）</p> <p>第二十五条 同上</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を 与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 及び二 同上</p> <p>三 別表第一の第一三三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品</p> <p>イ 別表第一の二に掲げる物品</p> <p>ロ 法第八条の二第二項第一号に掲げる物品のうち別表第一の三に掲げる物品 以外のもの</p> <p>ハ 法第八条の二第二項第三号に掲げる物品のうち別表第一の四に掲げる物品 以外のもの</p> <p>四 別表第一の第三四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品</p> <p>イ 別表第一の五に掲げる物品</p> <p>ロ 法第八条の二第二項第二号に掲げる物品のうち別表第一の六に掲げる物品 以外のもの</p>

- 別表第一の二(第二十五条関係)
- 3
同上
- 八 法第八条の二第二項第三号に掲げる物品
- 五 別表第一の第八五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品
- イ 法第八条の二第二項第一号に掲げる物品のうち別表第一の七に掲げる物品以外のもの
- ロ 法第八条の二第二項第二号に掲げる物品のうち別表第一の八に掲げる物品以外のもの
- 八 法第八条の二第二項第三号に掲げる物品

項 目	品 目
一	関税率表第二六・四九号の二の(一)、第二七・二四号、第二七・二五号、第二七・二六号、第二七・二七号の二又は第二一九・ 号に掲げる物品
二	関税率表第三一・一 号の二、第三五・二 号の四、第三六・二二号の二、第三六・二三号の二、第三六・二三号の二、第三六・二九号の二の(一)、第三七・五一号又は第三七・五九号の一に掲げる物品 関税率表第三七・九九号の二の四のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限る。)
三	関税率表第五一・九一号の二に掲げる物品 関税率表第五一・九九号の二に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの
四	関税率表第六四・一 号、第六四・四九一号又は第六四・九九号に掲げる物品
五	関税率表第七六・九 号に掲げる物品のうち

こほう

関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち

まつたけ及びトリフ

関税率表第 七 九・九 号の二に掲げる物品のうち

アーティチョーク

関税率表第 七二・三・二 号の二又は第 七二・三・四 号の二に

掲げる物品

六

関税率表第 八 一・一 号、第 八 一・一 九号、第 八 二

・六 号、第 八 三・ 号、第 八 四・四 号、第 八

四・五 号、第 八 六・二 号、第 八 七・二 号、第 八

一・二 号、第 八 一・四 号、第 八 一・二 号、第

八 一・九 号の二の(二)、第 八 一・三・四 号の二又は第 八 一

四・ 号に掲げる物品

関税率表第 八 一・九 号に掲げる物品のうち

ランプータン、パッションフルーツ、レイシ、これんじ、プラ

ックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及び

グーズベリー

関税率表第 八 一・九 号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカドー、ゲアバ、ドリアン、ピリンピ

、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、

レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、

マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム

、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八 一・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

関税率表第 八 二・九 号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカドー、ゲアバ、ドリアン、ピリンピ

<p>七</p> <p>関税率表第九一・二二号、第九一・二二号又は第九一・九号の二に掲げる物品</p> <p>第一・九号の二に掲げる物品</p> <p>第九一・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち 月けい樹の葉及びタイム以外のもの</p> <p>関税率表第二二八・九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二二・九号の四に掲げる物品のうち びやくだん及びはとむぎ以外のもの</p> <p>第二二二・九九号の四に掲げる物品のうち あんず、桃(ネクタリンを含む。)(又はプラムの核及びび仁以外のもの)</p> <p>関税率表第二三二・二二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六二・二二号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第一六一・三三二号の二の(一)、第一六一・三三二号、第一六一・二二二号、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号、第一六一・四一五号、第一六一・四一六号、第一六一・四一七号、第一六一・四一八号の二、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号、第一六一・四一五号の二、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号</p>	<p>八</p> <p>関税率表第二二八・九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二二・九号の四に掲げる物品のうち びやくだん及びはとむぎ以外のもの</p> <p>第二二二・九九号の四に掲げる物品のうち あんず、桃(ネクタリンを含む。)(又はプラムの核及びび仁以外のもの)</p> <p>関税率表第二三二・二二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六二・二二号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>	<p>九</p> <p>関税率表第二三二・二二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六二・二二号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第一六一・三三二号の二の(一)、第一六一・三三二号、第一六一・二二二号、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号、第一六一・四一五号、第一六一・四一六号、第一六一・四一七号、第一六一・四一八号の二、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号</p>	<p>一</p> <p>関税率表第一六一・三三二号の二の(一)、第一六一・三三二号、第一六一・二二二号、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号、第一六一・四一五号、第一六一・四一六号、第一六一・四一七号、第一六一・四一八号の二、第一六一・四一三三号、第一六一・四一四号</p>
--	---	--	---

<p>の二の(一)若しくは二又は第一六五・九号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一六四・一一号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p>
<p>関税率表第一六四・二二号の(一)に掲げる物品のうち にしん(クルペア属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)</p>	<p>関税率表第一六五・一 号の二に掲げる物品のうち 米を含むもの以外のもの</p>
<p>関税率表第一六五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち いか、帆立貝及び貝柱以外のもの</p>	<p>関税率表第一六五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち いか(米を含むもの以外のもので、気密容器入りのものに限る。) ()及びくびくび</p>
<p>関税率表第一八六・一 号の二に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一一一・一 号、第二一一・九 号の(一)の(四)、第二二・二 号、第二二・二 号の二の(一)、第二二・三 号の二、第二二・五 五九号の二の(一)、第二二・五 七号、第二二・五 九九号の二の(三)若しくは(四)のAの若しくはBの、第二二・八 四 号の二の(一)のB若しくは(一)のB、第二二・八 七 号の二の(一)又は第二二・八 九 九号の二の(一)のAの若しくはBの若しくは(一)のBの に掲げる物品</p>
<p>関税率表第二一一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち しょうが以外のもの</p>	<p>関税率表第二一一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち しょうが以外のもの</p>
<p>関税率表第二一五・九 九号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>	<p>関税率表第二一五・九 九号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>
<p>関税率表第二一六・ 号の二に掲げる物品のうち</p>	<p>関税率表第二一六・ 号の二に掲げる物品のうち</p>

<p>二四 関税率表第二二二・三三・号、第二二二四・一四・号、第二二二四 ・二九号の二、第二二二四・三三号の二、第二二二五・一四号、 第二二二五・九号の二又は第二二二九・号に掲げる物品</p>	<p>二三 関税率表第二一一・一一一・号の二の(ロ)、第二一一・一一二号の二 の(ロ)のB、第二一一・一一二・号、第二一一・一一二・号の二、第二 一一・三三・九号の二の(三)若しくは二の(ロ)のA又は第二一一・三三・九 号の二の(ロ)のDの に掲げる物品 関税率表第二一一六・九号の二の(ロ)のEの のハの(ロ)の () に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)</p>	<p>あんず以外のもの 関税率表第二一一八・一九号の二の(ロ)のAに掲げる物品のうち マカダミアナット(いつたものを除く。) 関税率表第二一一八・一九号の二の(ロ)のBに掲げる物品のうち マカダミアナット(いつたものに限る。) 関税率表第二一一八・九二号の二に掲げる物品のうち 砂糖を加えてないもの 関税率表第二一一八・九九号の二の(一)のBの に掲げる物品のつ ち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびご れんし 関税率表第二一一八・九九号の二の(ロ)のAの に掲げる物品のつ ち バナナ及びアボカド 関税率表第二一一八・九九号の二の(ロ)のAの に掲げる物品のつ ち マンゴー、ゲアバ及びマンゴスチン</p>
--	--	--

一五	関税率表第二二八・九号の二の(ロ)のBの ち テキーラ、メスカル及びビソール 関税率表第三三九・一 号の二の(ロ)のBの に掲げる物品
----	---

別表第一の三(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第三三一・二五号の二の(ロ)に掲げる物品 関税率表第三五五・一 号の二又は第三五五・二 号に掲げる物品
二	関税率表第四一三・三三 号の二、第四一六・三二 号、第四一六・三三 号、第四一六・四 号の二の(ロ)、第四一六・九二 号の二、第四一七・一一 号の二、第四一七・一二 号の二、第四一七・一九 号の二、第四一七・九一 号の二、第四一七・九二 号の二、第四一七・九九 号の二、第四一二・二 号の二、第四一二・三 号の二、第四一二・三二 号、第四一二・三三 号の二若しくは二の(ロ)、第四一二・三九 号の二若しくは二の(ロ)、第四一二・四四 号又は第四一二・四五 項に掲げる物品
三	関税率表第四一三・三三 号の二、第四一六・三二 号、第四一六・三三 号、第四一六・四 号の二の(ロ)、第四一六・九二 号の二、第四一七・一一 号の二、第四一七・一二 号の二、第四一七・一九 号の二、第四一七・九一 号の二、第四一七・九二 号の二、第四一二・二 号の二、第四一二・三 号の二、第四一二・三二 号、第四一二・三三 号の二若しくは二の(ロ)、第四一二・三九 号の二若しくは二の(ロ)、第四一二・四四 号又は第四一二・四五 項に掲げる物品
四	関税率表第四二一 号、第四二二・一九 号、第四二二・三九 号、第四二二・九九 号、第四二二・五五 号又は第四二二・六六 項に掲げる物品
五	関税率表第四三二・一一 号に掲げる物品 関税率表第四三二・一九 号、第四三二・二二 号、第四三二・三三 号、第四三二・三一 号又は第四三二・三九 号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

六	<p>関税率表第四四七・二五号、第四四七・二六号、第四四七・二九号の一又は第四四七・九九号の一に掲げる物品のうち かんがけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p> <p>関税率表第四四二二・一 号の二の(一)、第四四二二・九四号の一 又は第四四二二・九九号の一に掲げる物品</p> <p>関税率表第四四二二・一 号の二の(二)、第四四二二・九四号の二 又は第四四二二・九九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>又は第四四二二・九九号の二に掲げる物品のうち 外面の単板が針葉樹のみから成るもので、すべての単板が熱帯 産木材（関税率表第四四類の号注1のものに限る。）以外のもの</p>
七	<p>関税率表第六四 五・一 号の三、第六四 五・二 号又は第六 四 五・九 号の二に掲げる物品</p>
八	<p>関税率表第七 一八・一 号又は第七 一八・九 号の一に掲げ る物品</p>
九	<p>関税率表第九一・三・九 号の二の(一)に掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第九四 一・九 号の一に掲げる物品</p>

別表第一の四（第二十五条関係）

項名	品目
一	<p>関税率表第二九 五・四三号又は第二九 五・四五号に掲げる物 品</p>
二	<p>関税率表第三三 一・二四号、第三三 一・二五号の二若しくは 三又は第三三 一・二九号の二若しくは四に掲げる物品</p> <p>関税率表第三三 一・二九号の五に掲げる物品のうち ジャスミンのもの</p>
三	<p>関税率表第三五 一・九 号、第三五 二・二 号、第三五 二</p>

	・九号、第三五三・号の一若しくは二又は第三五四・号の二に掲げる物品
四	関税率表第三八九・一号、第三八・二三項又は第三八二四・六号に掲げる物品
五	関税率表第四三一・一号又は第四三一・九号の一に掲げる物品

別表第一の五(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第二七・一四号の一、第二七・二四号、第二七・二五号、第二七・二六号、第二七・二七号、第二七・三三号の二、第二七・三三三号、第二七・三四号、第二七・三五号の二、第二七・三六号又は第二九・号に掲げる物品
二	関税率表第三一・一号の二、第三五・二一四号の四、第三六・二二一號の二、第三六・二二二號の二、第三六・二三三號の二、第三六・二二九號の二、第三六・二二九號の二の(一)又は第三七・五九号の一に掲げる物品
	関税率表第三七・九九号の二の四のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限る。)
三	関税率表第四一・号に掲げる物品
四	関税率表第五一・号の二又は第五一・九一號の二に掲げる物品 関税率表第五一・九九号の二に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六円未満のもの 関税率表第五一・九九号の三に掲げる物品

<p>五 関税率表第 六 四・一 号、第 六 四・九 一 号又は第 六 四・九 九 号に掲げる物品</p>	<p>六 関税率表第 七 一・一 号、第 七 五・二 二 号又は第 七 五・二 九 号に掲げる物品 関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち こぼつ 関税率表第 七 九・五 九 号に掲げる物品のうち まつたけ及びトリフ 関税率表第 七 九・九 号の二に掲げる物品のうち アーティチョーク 関税率表第 七 一・二 号に掲げる物品 関税率表第 七 一・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち ケーパー 関税率表第 七 二・九 号の二に掲げる物品のうち ばれいじよ(切つてあるかないかを問わないものと、更に調製したものを除く。)及びたけのこ 関税率表第 七 三・一 号の二の(一)、第 七 三・二 号の二、第 七 三・三 三 号の二の(一)、第 七 三・三 九 号の二の(一)、第 七 三・四 号の二、第 七 三・五 号の二の(一)又は第 七 三・九 号の二の(一)に掲げる物品</p>	<p>七 関税率表第 八 一・一 一 号、第 八 一・一 九 号、第 八 一・二 二 号、第 八 一・二 三 号、第 八 一・二 一 一 号の二、第 八 二・二 二 号、第 八 二・二 三 号、第 八 二・二 四 号、第 八 二・二 五 号、第 八 二・二 六 号、第 八 二・二 七 号、第 八 二・二 八 号、第 八 二・二 九 号の二、第 八 三・一 号、第 八 四・二 号、第 八 四・四 号、第 八 四・五 号、第 八 六・二 一 号、第 八 七・二 一 号、第 八 一・二 号、第 八 一・四 号又は第 八 一・六 号に掲げ</p>
---	---	--

る物品

関税率表第 八一・九 号に掲げる物品のうち

ランプータン、パッションフルーツ、レイシ、これんし、ブラ
ックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及び
グーズベリー

関税率表第 八一・二 号又は第 八一・九 号の一の(二)若
しくは(三)に掲げる物品

関税率表第 八一・九 号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカドー、ゲアバ、ドリアン、ピリンピ
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、
レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、
マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム
、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・九 号の二の(二)に掲げる物品

関税率表第 八一・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち
ベリー

関税率表第 八一・九 号の二の(四)に掲げる物品のうち

カムカム

関税率表第 八二・九 号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポー、アボカドー、ゲアバ、ドリアン、ピリンピ
、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、
レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、
マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム
、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

関税率表第 八一・二 号又は第 八一・三・四 号の一に掲げ
る物品

関税率表第 八一・三・四 号の二に掲げる物品のうち

<p>パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル</p> <p>関税率表第 八二三・五 号又は第 八一四・ 号に掲げる物品</p>	<p>八</p> <p>関税率表第 九一・九 号の二、第九二・四 号の二の(一)、第九三・ 号、第九四・一 号の二、第九四・一 号の二、第九四・二 号の二、第九七・ 号の二、第九八・一 号の二、第九八・二 号の二、第九八・三 号の二、第九九・一 号の二若しくは二の(一)、第九九・二 号の二若しくは二の(二)、第九九・三 号の二若しくは二の(三)、第九九・四 号の二若しくは二の(四)、第九九・五 号の二若しくは二の(五)、第九一・一 号の二、第九一・二 号の二、第九一・三 号の二、第九一・九 号の二又は第九一・九 号の二若しくは二の(一)に掲げる物品</p>	<p>九</p> <p>関税率表第 一一・ 号の二又は第一 五・一 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七・ 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>関税率法第二三条第一項の適用を受けないもの</p> <p>関税率表第 一 八・九 号の二の(二)に掲げる物品</p>	<p>一</p> <p>関税率表第 一一・一 号、第一一 三・一 九号の三若しくは五、第一一 三・二 号の二若しくは六、第一一 四・一 二号、第一一 四・一 九号の四又は第一一 四・二 二号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 二二 八・一 号、第二二 八・九 号又は第二二 一一</p>	<p>二</p> <p>一・九 号の二若しくは四に掲げる物品</p>
--	---	--	---	------------------------------------

	<p>関税率表第二二二・二二二号の二の(一)に掲げる物品のうち ふのり属のもの</p>
	<p>関税率表第二二二・二二二・九九号の二又は四に掲げる物品 関税率表第三二二・二二二号に掲げる物品</p>
	<p>関税率表第一四一・一四一号、第一四一・一九号の二又は第一 四一四・一九号の二、三若しくは四に掲げる物品</p>
一四	<p>関税率表第一五五・一五五号の二、第一五五・一五五号、第一五 一一・九号、第一五五・一一一号、第一五五・一九号、第一 五五三・二二二号の二、第一五五・二二二号の二、第一五五・三 三三・第一五五・一五五号、第一五五・二二二号、第一五五・ 九九号の二の(一)若しくは二の(二)、第一五五・一五五号又は第一五 五・二二二号に掲げる物品</p>
一五	<p>関税率表第一五二・一五二・九号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六四・一六四号の二の(一)又は第一六四・一六 三・一六三号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六四・一六四号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p> <p>関税率表第一六四・一六四号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六四・一九九号に掲げる物品のうち つなぎ以外のもの</p> <p>関税率表第一六四・二二二号の二の(一)に掲げる物品のうち にしん(クルペア属のもの)のもの(気密容器入りのものに限 る。)</p> <p>関税率表第一六四・二二二号の二、第一六四・二二二号、第一六 五・二二二号の二又は第一六五・四四号の二に掲げる物品</p>

<p>関税率表第一六 五・九 号の一に掲げる物品のうち いか、帆立貝及び貝柱以外のもの 関税率表第一六 五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち くらげ</p>	<p>関税率表第一六 五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち あわび及び帆立貝以外のもの(その他の軟体動物のものうち 気密容器入りのものを除く。)</p>	<p>一六 関税率表第一七 二・一 号、第二七 二・一 九号又は第一七 二・五 号に掲げる物品</p>	<p>一七 関税率表第一八 三・一 号、第一八 三・二 号、第一八 五 ・号、第一八 六・一 号の二又は第一八 六・三 号の二 の(二)に掲げる物品</p>	<p>一八 関税率表第一九 五・一 号、第一九 五・二 号又は第一九 五・四 号に掲げる物品</p>	<p>一九 関税率表第二 一・一 号又は第二 一・九 号の(一)若 ししくは(四)若しくは二の(一)、(二)若しくは(四)に掲げる物品 関税率表第二 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが以外のもの 関税率表第二 二・一 号、第二 二・九 号の二の(二)又は 第二 三・二 号に掲げる物品 関税率表第二 四・九 号の二の(四)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 関税率表第二 五・一 号の二、第二 五・二 号の二の(一) 、第二 五・四 号の二の(一)若しくは(二)のB、第二 五・五 九号の二の(一)又は第二 五・七 号に掲げる物品 関税率表第二 五・九 九号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p>
---	--	---	---	--	---

<p>関税率表第二 五・九九号の二の(三)若しくは四のAの若しくはBの、第二 六・ 号の二又は第二 八・一九号の一の(一)若しくは(二)のA若しくは二の(一)若しくは(二)のA若しくはBに掲げる物品</p> <p>関税率表第二 八・一九号の二の(三)Cに掲げる物品のうち ぎんなん以外のもの</p> <p>関税率表第二 八・四 号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・五 号の二、第二 八・六 号の二の(一)、第二 八・七 号の二の(一)又は第二 八・九一号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えてないもの</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(一)のAの 又はBの 若しくは は に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(一)のBの に掲げる物品のうち</p> <p>ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(二)のAの に掲げる物品のうち</p> <p>マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びカムカム</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの 又は に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 八・九九号の二の(二)のBの に掲げる物品のうち</p> <p>ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、これ んじ、爆裂種のとつもろ(こし)通常の気圧の下で加熱により爆</p>

別表第一の六(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第二九・五・四四号、第二九・六・一一号、第二九・一八・一四号又は第二九・一八・一五号の二に掲げる物品
二	関税率表第三五・五項に掲げる物品
三	関税率表第四一・一四項に掲げる物品
四	関税率表第四三・二二・一一号に掲げる物品
	関税率表第四三・二二・一九号、第四三・二二・二二号、第四三・二二
二	関税率表第二九・八号の二の(二)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 裂するものに限る。(及びカムカム)
二	関税率表第二二・一一・一一号の二の(二)、第二二・一一・二二号の二の(二)のB、第二二・一一・二二号の二の(二)の(一)、第二二・一一・三三号、第二二・一一・三三号の二、第二二・三三・一一号、第二二・三三・九号の二の(三)若しくは二の(一)若しくは二の(二)のA、第二二・四二・二二号又は第二二・六・九号の二の(二)のDのに掲げる物品 関税率表第二一・六・九号の二の(二)のEの(イ)に掲げる物品のうち 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のもの
二	関税率表第二二・一一・一四号、第二二・三三・二四号、第二二・三三・二九号に掲げる物品
二	関税率表第二三・九・一一号の二の(二)のBの又は第二三・九・九号の二に掲げる物品

五	<p>・三 号、第四三三・一 号又は第四三三・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p> <p>関税率表第七 一八・九 号の一に掲げる物品</p>
---	---

別表第一の七（第二十五条関係）

項名	品目
一	<p>関税率表第二六・三 号の二の(一)、第二六・四一 号の二又は第二六・四九 号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第三七・九九 号の二の四のBに掲げる物品のうち はまぐり（乾燥したものに限り。）</p>
三	<p>関税率表第八三・ 号の一に掲げる物品</p>
四	<p>関税率表第九一・二二 号又は第九一・二二 号に掲げる物品</p>
五	<p>関税率表第二二・二二 号の(三)に掲げる物品のうち ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p>
六	<p>関税率表第一五・五・九 号の四の(一)に掲げる物品のうち 米油及びその分別物</p> <p>関税率表第一五・二一・九 号の一に掲げる物品のうち みつろ</p>
七	<p>関税率表第一六・二・二 号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第一六・二・九 号の二の(二)又は第一六・三 項に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六・四・一一 号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p>

<p>関税率表第一六 四・一二号から第一六 四・一六号までに掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 四・一九号に掲げる物品のうち うなぎ及び節類</p> <p>関税率表第一六 四・二二号の一の(一)に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)</p> <p>関税率表第一六 四・二二号の二、第一六 四・三三号、第一六 五・一四号の二、第一六 五・二二号の一又は第一六 五・四四号の一の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 五・九号の一に掲げる物品のうち いか、帆立貝及び貝柱以外のもの</p> <p>関税率表第一六 五・九号の二の(一)に掲げる物品のうち いか(気密容器入りのものに限る。)及びくらげ</p> <p>関税率表第一六 五・九号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 五・九号の三の(三)に掲げる物品のうち 軟体動物のもの(あわび及び帆立貝を除く。)(以外のもの</p>	八	<p>関税率表第一八 六・一 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一八 六・二 号の二の(二)に掲げる物品のうち 法の別表第一一八 六・二 号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>関税率表第一八 六・三三号の二の(二)又は第一八 六・九号の二の(二)のBに掲げる物品</p>	九	<p>関税率表第一九 一・九 号の二の(二)、第一九 二・四 号、第一九 五・一 号、第一九 五・二 号、第一九 五・四 号又は第一九 五・九 号の三の(一)のD若しくは(二)のDに掲げる物品</p> <p>関税率表第二一 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち</p>
---	---	--	---	--

別表第一の八(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第二九・五・四四号、第二九・六・一一号、第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の一に掲げる物品
二	関税率表第三五・五項に掲げる物品
三	関税率表第四一・一四項に掲げる物品
四	関税率表第四三・二一・一一号に掲げる物品 関税率表第四三・二一・一九号から第四三・二一・三三号まで、第四三・三三・一號又は第四三・三三・九號に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの
五	関税率表第四四・一一号に掲げる物品のうち プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの 関税率表第四四・一一号に掲げる物品のうち 加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないもの
二	関税率表第二一・一・一一号の二、第二一・一・一二号の二(T)、第二一・一・三三号又は第二一・二・一一号に掲げる物品 関税率表第二一・六・九号の二の(E)のイに掲げる物品のうち 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの 関税率表第二一・六・九号の二の(E)のハの(ロ)の(一)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)
二	関税率表第二一・六・九号の二の(E)のハの(ロ)の(一)に掲げる物品 二一・八・九号の二の(A)の若しくはBの二に掲げる物品

--

七	<p>関税率表第九四一・九号の一に掲げる物品</p>
六	<p>以外のもの</p> <p>関税率表第四四一・一九号に掲げる物品のうち ウェファードボード（加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものを除く。）及びプラスチック製の裝飾積層板で表面を被覆したもの</p> <p>関税率表第四四一・九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第四四一・九四号に掲げる物品のうち 密度が一立方センチメートルにつき・三五グラム以下のもの</p> <p>関税率表第四四二・一号の二、第四四二・九四号又は第四四二・九九号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七四三・一号又は第七四三・一三号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七四三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに 限る。）以外のもの</p>

改正案

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第三条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
七二三・ 一	乾燥した豆（さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いてある かないか又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、ひよこ豆、 緑豆及びびん豆以外のもの	平成一九年一月一日から平成二 年三月三十一日まで	七六、 トン
七二三・ 三三			
七二三・ 三三			
七二三・ 三三			
七二三・ 三九			
七二三・ 七三			
七二三・ 五			
七二三・ 九			
一五・ 九	とうもろこしのうち関税暫定 ターチの製造に使用するもの とつものこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの	平成一九年一月一日から平成二 年三月三十一日まで 平成一九年一月一日から平成二 年三月三十一日まで	一、九九四、 トン 一五六、五 トン

現行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第三条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
七二三・ 一	乾燥した豆（さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いてある かないか又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、ひよこ豆、 緑豆及びびん豆以外のもの	平成一九年四月一日から同年九月三 日まで	四四、 トン
七二三・ 三三			
七二三・ 三三			
七二三・ 三三			
七二三・ 三九			
七二三・ 七三			
七二三・ 五			
七二三・ 九			
一五・ 九	とうもろこしのうち関税暫定 ターチの製造に使用するもの とつものこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの	平成一九年四月一日から同年九月三 日まで 平成一九年四月一日から同年九月三 日まで	二、二三四、 トン 一五八、四 トン

九	九一・ が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		
二	二一七・ 麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一九年一月 一日から平成二 年三月三一日まで	三八、三
二	二一八・ でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、	平成一九年一月 一日から平成二 年三月三一日まで	二七、二
二	二二・ （及びイヌリン並びに穀粉、	平成一九年一月 一日から平成二 年三月三一日まで	ト
二	二一八・ ミール又はでん粉の調製食料		
二	二二八・ 品（米、小麦、ライ小麦、大		
二	二一八・ 麦若しくは裸麦の粉、ひき割		
二	二四・ りしたものの、ミール若しくは		
二	二一八・ ペレット又はでん粉の一以上		
二	二一九・ を含有するもので、これらの		
二	二一八・ 物品の含有量の合計が全重量		
二	二二・ の八五%を超えるものに限る		
二	二一九・ ものとし、ケーキミックス及		
二	二二・ び育児食用又は食餌療法用の		
二	二一九・ ものを除く。）のうちでん粉		
二	二九 が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		

九	九一・ が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		
二	二一七・ 麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	三五、六
二	二一八・ でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	三九、七
二	二二・ （及びイヌリン並びに穀粉、		ト
二	二一八・ ミール又はでん粉の調製食料		
二	二二八・ 品（米、小麦、ライ小麦、大		
二	二一八・ 麦若しくは裸麦の粉、ひき割		
二	二四・ りしたものの、ミール若しくは		
二	二一八・ ペレット又はでん粉の一以上		
二	二一九・ を含有するもので、これらの		
二	二一八・ 物品の含有量の合計が全重量		
二	二二・ の八五%を超えるものに限る		
二	二一九・ ものとし、ケーキミックス及		
二	二二・ び育児食用又は食餌療法用の		
二	二一九・ ものを除く。）のうちでん粉		
二	二九 が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）		



<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第四条関係）</p>	<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第四条関係）</p>
<p>（割当ての方法及び基準）</p>	<p>（割当ての方法及び基準）</p>
<p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる締約相手国（経済連携協定）法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の我が国以外の締約国をいう。以下同じ。）を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p>	<p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、メキシコを原産地とする別表第一第一項に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品については農林水産大臣、メキシコを原産地とする別表第一第一項から第五項までに掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p>
<p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、別表第三の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p>	<p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、メキシコを原産地とする別表第一第一項から第二項まで及び第一四項に掲げる物品、マレーシアを原産地とする別表第三に掲げる物品並びにチリを原産地とする別表第五に掲げる物品については農林水産大臣、メキシコを原産地とする別表第二第三項に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p>
<p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る物品の原産地である締約相手国が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p>	<p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の六第二項に規定する当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p>
<p>4 前項の証明書は、当該締約相手国において同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</p>	<p>4 前項の証明書は、当該経済連携協定の我が国以外の締約国において同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</p>
<p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各項の下欄に掲げる物品又は別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下</p>	<p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があった場合には、メキシコを原産地とする別表第一に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品について、これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞ</p>

欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている
関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定め
られている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内
で、次の事項を考慮して、同項の割当てを行うものとする。

一～四（省 略）

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があつた場
合には、別表第三の各欄の中欄に掲げる締約相手国を原産地とする当該各欄の下
欄に掲げる物品又は別表第四の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下
欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている
関税割当数量の範囲内で、第三項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うも
のとする。

7（省 略）

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日ま
でとする。ただし、別表第二の上欄に掲げる締約相手国を原産地とする同表の下
欄に掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この
限りでない。

9（省 略）

別表第一（第一条関係）

項名	締約相手国	品 目
一	メキシコ	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関 税率表」という。）第一二・九号の二の（一）に掲げる物 品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使 用するもの
二	チリ	関税率表第二二・九号の二の（一）に掲げる物品のうちト

れこれらの表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、同項の割当てを行
うものとする。

一～四 同 上

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があつた場
合には、メキシコを原産地とする別表第二に掲げる物品、マレーシアを原産地と
する別表第三に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第五に掲げる物品につい
て、これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量の
範囲内で、第三項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。

7 同 上

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日ま
でとする。ただし、メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項までに掲
げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りで
ない。

9 同 上

別表第一（第一条関係）

項名	品 目	数 量			
		経済上の連 携の強化に 関する日本 国とメキシ コ合衆国と の間の協定 （以下「メ	平成一八年 四月一日か ら平成一九 年三月三十一 日まで	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日まで	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三十一 日まで

三	タイ	マトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの (一) 関税率表第一七三・一 号の二に掲げる物品のうち飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)(以外のもの) (二) 関税率表第三五五・一 号の二に掲げる物品
---	----	---

二		一	
号の二、第四	一・一・五	関税率表第四	七、
号の二、第四	一・一・二	平方メートル	八四、
号の二、第四	一・一・五	トル	一、
号の二、第四	一・一・二	平方メートル	二二、
号の二、第四	一・一・五	トル	一四五、

一 一・九
号の二、第四
一 四・一一
号の二、第四
一 四・一九
号の二、第四
一 四・四一
号の二の(二)及
び二の(二)第
四一四・四
九号の二の(二)
及び二の(二)、
第四一七・
一 一の二の二の
(二)、第四一
七・二二二号の
二の(二)、第四
一 七・七一九
号の二の二の
(二)、第四一
七・九二号の
二の(二)並びに
第四一七・
九九号の二の
(二)に掲げる物

四		三		品
号の二、第四	一五・三	号の二の(一)、第四	一四・四一	
号の二、第四	一五、 平方メー	号の二の(一)、第四	一五、 平方メー	品
号の二、第四	一八、 平方メー	号の二の(一)、第四	一八、 平方メー	
号の二、第四	二二、 平方メー	号の二の(一)、第四	二二、 平方メー	
号の二、第四	二六、 平方メー	号の二の(一)、第四	二六、 平方メー	
号の二、第四	三一、 平方メー	号の二の(一)、第四	三一、 平方メー	

別表第二(第一条関係)

メキシコ	(一) 関税率表第四一・二二号の二、第四一・一五号の二、第四一・一九号の二、第四一・四二二号の二、第四一・四一九号の二、第四一・四四二号の二の(一)及び(二)、第四一・四四九号の二の(一)及び(二)、第四一・七二二号の二の(一)、第四一・七二二号の二の(二)、第四一・七二二号の二の(三)、第四一・七二二号の二の(四)、第四一・七二二号の二の(五)、第四一・七二二号の二の(六)、第四一・七二二号の二の(七)、第四一・七二二号の二の(八)、第四一・七二二号の二の(九)、第四一・七二二号の二の(十)に掲げる物品
------	---

別表第二(第一条関係)

品目	項名	数		量	
		数量	単位	数量	単位
関税率表第一・三二	品目に掲げる物品のうち四分の一のもの並びに同表第一・三二	三月三十一日まで	トン	三月三十一日まで	トン
		平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	トン	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	トン
		平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	トン	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	トン

品目に掲げる物品				
A及び(二)のA				
、第六四五				
・一				
号の(一)				
のA及び(二)のA				
に掲げる物品				

三 関税率表第 二七・二一 号、第二 七・二二 号、第 二七・ 二一三 号、第 二七・ 二一四 号の二、 第一 六・三 三の二、 第一 六・二 三の二 及 び第一 六・二 三九号 の二	物品 の(一)に 掲げる ・四九 号の二 び第一 六・二 四二号 の二、 第一 六・二 四二号 の二、 第一 六・二 一九号 号、第 二二 二・二 二 一 号、第 二二 一・
ト ン	二 五
ト ン	四
ト ン	六
ト ン	八 五

の(一)に掲げる 物品	四		五		六		七		八		九	
	関税率表第 四・九・	品 号に掲げる物	関税率表第 八三・	品 号の一に掲げ る物品	関税率表第 八五・一	品 号に掲げる物	関税率表第二 九・一一	九・一九号 に掲げる物品	関税率表第二 九・一二	品 号に掲げる物	関税率表第二 九・五	品 号の一に掲げ る物品
	六	トン	二、 トン			三、 八五	・ トン	七五	・ トン	一四	トン	
	七	トン	二、 トン			四、 六二	・ 五トン	九三七・ 五	・ トン	一四	トン	
	八	トン	二、 トン	三、 トン		四、 八七五	・ トン	一、 二二五	・ トン	一四	トン	
	九	トン	二、 トン	三、 トン		五、 六八七	・ 五トン	一、 三二二	・ 五トン	一四	トン	
	一〇	トン	二、 トン	四、 トン		六、 二	・ トン	一、 五	・ トン	一四	トン	

項名	締約相手国	品目
----	-------	----

別表第三(第一条関係)

		別表第三(第一条関係)		一四		二三		二二		二一		一	
		携に関する		経済上の連		物品		品		る物品		る物品	
		四月一日か	四月一日か	七	七	の二に掲げる	九一八・一四	九	九	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	関税率表第二
		四月一日か	四月一日か	ト	ト	の二に掲げる	号及び第二九	五	五	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	一
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	一八・一五号	五	五	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	三
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	一	一	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	二
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	八
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト
		四月一日か	四月一日か	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト
	数	平成一九年	平成二一年	七	七	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	八
	量	平成二二年	平成二二年	ト	ト	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト
		平成二二年	平成二二年	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト
		平成二二年	平成二二年	ン	ン	の二に掲げる	の二に掲げる	二	二	号の二に掲げ	号の二に掲げ	号の一に掲げ	ト

		(一三) 関税率表第三五 五・一 号の二に掲げる物品
		関税率表第 八三・ 号の一に掲げる物品
三	チリ	(一) 関税率表第 二二・二二 号及び第 二二・二三 号に掲げる物品 (二) 関税率表第 二二三・一九号の二、第二二・二二 号の二、第二二・二三・二九号の二、第二二・四九号の二の(一)、第一六二・四二号、第一六二・四二号及び第一六二・四九号の二に掲げる物品 (三) 関税率表第 二六・二二号、第二二・二六・二二号及び第 二六・二九号の二に掲げる物品 (四) 関税率表第 二七・一四号の二の(二)に掲げる物品
四	タイ	(一) 関税率表第 八三・ 号の一に掲げる物品 (二) 関税率表第 八四・三三 号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九 グラム未満のもの(全形のもので皮を除いていないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。) (三) 関税率表第一六二・四二号の二及び第一六二・四九号の二の(一)に掲げる物品

別表第四(第一条関係)

メキシコ	物品	関税率表第一九一八・一四号及び第一九一八・一五号の一に掲げる物品
	締約相手国	品 目

までの月数を乗じて得た数量(一トン未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数量)	

別表第四(第一条関係)

戦略的な経済上の連携に関する日 本とチリ 共和国との 間の協定)	数	平成二一年	四月一日か	平成二一年三月三十一日まで
		平成二二年	四月一日か	平成二二年三月三十一日まで
量	量	平成二二年	四月一日か	平成二二年三月三十一日まで
		平成二三年	四月一日か	平成二三年三月三十一日まで

品目	以下「チリ協定」という。の効力発生の日から平成二	年三月三	一日まで	三、七	トン
関税率表第二	二・九 号の二の	(-)に掲げる物品の	うちトマトケチャ	ツプその他のトマ	トソースの製造に
使用するもの	の属する月	の翌月(そ	の日は月の	初日である	ときは、そ
の日の属す	る月)から	平成二年	三月までの	月数を乗じ	て得た数量
(一)トン未	満の端数が	あるときは		トン	三、九
				トン	四、一
				トン	四、三
				トン	五、

、これを四捨五入して得た数量)

別表第五(第一条関係)

掲げる物品 ・三 号に 第 二 二 二 二 号及び 第 二 二 二 二 号	関税率表第 二 二 二 二 号	トンを十二 で除して得 た数量にチ リ協定の効 力発生の日 の属する月 の翌月(そ の日が月の 初日である ときは、そ の日の属す る月)から 平成二年 三月までの 月数を乗じ	数		量	
			チリ協定の 効力発生の 日から平成 二年三月 三十一日 日まで	平成二年 四月一日か ら平成二 年三月三 十一日 日まで	平成二年 四月一日か ら平成二 年三月三 十一日 日まで	平成二年 四月一日か ら平成二 年三月三 十一日 日まで
	一、三	トンを十二	三十一日まで	日まで	日まで	日まで
	二、九	トンを九	日まで	日まで	日まで	日まで
	三、六	トンを六	日まで	日まで	日まで	日まで
	四、五	トンを五	日まで	日まで	日まで	日まで
	四、	トンを	日まで	日まで	日まで	日まで

	三	
	関税率表第 二六・ 二二号、第 二六・ 二二号及び 第二六 ・二九号の 二に掲げる 物品	
は、これを 四捨五入し て得た数量	六 トン	は、これを 四捨五入し て得た数量
を十二で除 して得た数 量にチリ協 定の効力発 生の日の属 する月の翌 月(その日 が月の初日 であるとき は、その日 の属する月 の属する月 (平成 二 年三月 までの月数 を乗じて得 た数量)一 トン未満の 端数がある ときは、こ れを四捨五 入して得た 数量)	六 三 七 ト ン	
	六 七 五 ト ン	
	七 二 ト ン	
	七 五 ト ン	

--

得た数量	捨五入して	これを四	あるときは	満の端数が	(一)トン未	て得た数量	月数を乗じ	三月までの	平成二年	る月)から	の日の属す	ときは、そ	初日である	の日は月の	の翌月(そ	の属する月	力発生の日	り協定の効	た数量にチ	で除して得	トン)を十二	二七・	一四号の二	の(口)に掲げ	る物品	四 関税率表第
																										三、五
																										四、
																										四、五
																										五、
																										五、五